

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2018.09 vol.

57

CONTENTS

●企業法務コラム 同一労働同一賃金とは?

弁護士 大武英司

●グレイス・ニュース グレートカンパニーアワード2018ノミネートのご報告/チャット法律相談のお知らせ〈企業法務部〉

●弁護士の1日 弁護士林田のある日のスケジュール

弁護士 林田芳弘

TOPICS ❁ 企業法務コラム

同一労働同一賃金とは?

弁護士
大武 英司



当事務所では、7月に一般の方向けに、8月に社士様向けに、それぞれ「同一労働同一賃金セミナー」を実施いたしました。本コラムでは、その概要につき触れさせていただきます。

平成 28 年 12 月に、厚生労働省が「同一労働同一賃金ガイドライン案」を出しました。この「同一労働同一賃金」とは、正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の、労働上の不合理な待遇格差の解消を目指すものです。

つまり、あくまで正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の待遇格差の問題を指すものであり、正規雇用労働者同士の間に存在する待遇格差等を問題にするものではありません。また、ここにいう「待遇格差」とは、基本給のみならず、各種手当や福利厚生等、労働契約に基づく全ての待遇を含みます。

この同一労働同一賃金は、非正規雇用労働者Aが「正規雇用労働者Bとの待遇が違うことからその待遇格差を是正せよ」と求め得る制度（他者との労働条件との比較の問題）であり、これにより労使紛争が発生します。更に、定年後再雇用された者が、「定年前の正規雇用時の労働条件と同等にせよ」と求めることが考えられます（自己の処遇の定年前後の比較の問題）。

この2つの問題が労使紛争として先鋭化したことによ

り出されたのが、平成 30 年 6 月 1 日の最高裁判例です（いわゆるハマキヨウレックス事件と長澤運輸事件）。特にハマキヨウレックス事件は使用者側が敗訴したと評価されている案件であり、非正規雇用労働者を雇われている全ての事業主様がその概要だけでもご認識いただく必要があります。

この2つの事件により、正規雇用労働者に適用させる就業規則と非正規雇用労働者に適用させる就業規則の見直しをすることが急務となりました。特に、両者の間に待遇の格差がある場合には、両者の雇用契約期間の違い以外に、その待遇の格差を正当化させるに足るだけの根拠が存在するのか検討することが必要となっております。

昨今、非正規雇用労働者を巡る労働問題は、この同一労働同一賃金や、無期転換制度など、非常に注目されています。そして、現状の各雇用主様による雇用状況次第では、雇用主に労働条件や雇用形態の在り方等を抜本的に見直すことを迫るものともなっています。

当事務所では、深刻な労働紛争に発展する前に、これらの諸問題を解消できるよう、隨時就業規則の見直しや各種法律相談を承っております。少しでもご不安があるようでしたら、ご遠慮なく当事務所までお問い合わせください。



詳細は右上のQRコードから↗

グレートカンパニーアワード2018ノミネートのご報告

(一財) 船井財団主催の「グレートカンパニーアワード2018」において、全国9,000社からノミネートされた29社の中に当事務所が選ばされました。



一般財団法人船井財団が全国の企業を対象として年に1度開催している「グレートカンパニーアワード2018」に、当事務所がノミネートされました。2018年度は、全国9,000社を超える選考企業の中から業界別に優れた29社が選定されています。その中で、当事務所は「ビジネスモデルの優れたいい会社」部門のノミネート企業として選ばされました。

数多の企業にとって優れたモデルとなる"よい企業"と評価していただき、所員一同大変光栄に存じております。今後も依頼者の皆様のご期待にお応えできるよう、より一層尽力して参る所存です。変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願ひいたします。

＼企業法務部からのお知らせ／

チャット法律相談 のお知らせ

顧問先様を対象に、いつでも気軽に弁護士にご相談いただける、「チャット法律相談（顧問チャット）」サービスのご提供を開始いたしました。

「チャット法律相談（顧問チャット）」は、チャットワークというツールを使ったサービスです。ネット環境さえあれば、いつでも気軽に、そしてタイムリーに、あたかも自社に法務部が存在しているかのような感覚で、弁護士に法律相談することが可能となります。

書類の添付も簡単にできるため、来所することなく、より気軽に契約書などのリーガルチェックを依頼できるようになった、などのお声もいただいております。順次導入のご案内を差し上げておりますので、未導入の顧問先様は今しばらくお待ちくださいませ。弊所のサービスが皆様のビジネスの加速に貢献できましたら幸いです。



弁護士の1日

お客様のために日々奔走するグレイスの弁護士。このコーナーでは弁護士のある1日に密着し、その仕事ぶりをご紹介します。

①ある日のスケジュール

10:00 保険会社との交渉

事故部の中心となる保険会社との交渉は、相手の営業時間である9~17時に進めます。

12:00 天文館周辺で昼食

先輩弁護士とランチをすることが多く、相談等コミュニケーションを図る機会となっています。



19:00 勉強会

まとまった時間をとって、事故や後遺障害に関する知識について勉強しています。

vol.02 弁護士 林田 芳弘

鹿児島事務所・事故専門部所属



8:45 朝礼

委員会や事業部ごとの会議・本紹介等の後、事故専門部でも共有事項を協議します。



14:00 裁判期日への出頭

鹿児島地方裁判所での裁判に出頭します。交渉とは異なる緊張感、空気感があります。



15:00 電話対応・書面作成

帰所後、クライアントへの裁判期日の内容報告や書面の作成に取り組みます。さらに、17時までは保険会社との交渉を行います。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります

News Letter

vol. 57
2018.09



弁護士法人グレイス
E-mail intro2@gracelaw.jp
<https://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784